

防疫作業

高病原性鳥インフルエンザは、家畜伝染予防法の法定伝染病に指定されており、感染拡大を防ぐために感染が確認された家畜（患畜）や患畜である疑いがある家畜（疑似患畜）は、処分されます。



①発生農場



②町職員指揮により夜を徹して行われた埋却地の掘削作業



③鶏をケージ内から取り出す様子



④鶏を台車で運ぶ



⑤炭酸ガスによる鶏の殺処分



⑥発生農場内で迅速に防疫作業を行う自衛隊員



⑦鶏をビニール袋に入れる



⑧ビニールに入った鶏をフレコンバックに投入する



⑨フレコンに入った鶏をフォークリフトで埋却場へ



⑩夜を徹して行われた埋却作業



⑪農場から運び出した鶏糞の埋却作業



⑫鶏糞運搬後、ダンプを消毒する町職員



⑬フレコンバックの埋め戻し及び石灰散布作業



⑭防疫作業後に消毒を行う作業員



⑮埋却した鶏を供養する土屋町長